

労働関係講座 メンタルヘルス対策事例セミナー
「過重労働の面接指導の実際とポイント」～三井化学のメンタルヘルス対策の実務～
三井化学株式会社 本社健康管理室長 統括産業医 土肥 誠太郎 氏

『本人と職場管理者が本人の業務状況を共有し、改善を主体的に考える事が本当の予防につながる』



過重労働の面接をすることの意味は、メンタルヘルスの予備軍を見つけ出すことにある。まず事業者（担当者）から労働時間や勤務形態の情報を産業保健スタッフは入手する。月100時間超の時間外労働者の面接は必須であるが、その他対象者の選定が面

接指導におけるキーポイントになる。生活習慣病リスクの高い人、現病歴や既往歴、新入社員、配置転換後の人、健康診断後指導のできていない人、今までの面接指導や健康診断の結果等を参考に、産業医が対象者を選定できることが望ましい。また事業所内の組織変更、プロジェクト、トラブル対応など職場の状況を参考に、重点対象職場を検討することも対象者の選定につなげる意味で重要である。面接判定の結果通知方法も大事なポイント。要観察と判断した場合で、職場管理者が本人の勤務状況を十分に理解していないと考えられる場合、職場管理者に対して本人との面談を促す。本人と職場管理者が本人の業務状況を共有し、改善をともに考え解決の糸口を見つけることが、本当の予防につながると考える。

（文責 事務局）